座間市自費工事取扱基準

（目的）

第１条　この基準は、道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第２４条及び道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和３５年総理府・建設省令第３号）で定めるもののほか、道路管理者以外の者が行う道路工事申請（以下「自費工事申請」という。）を承認する場合に必要となる基準を定めるものとする。

（承認の基本条件）

第２条　市長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、自費工事申請を承認するものとする。

⑴　道路管理上支障がない場合

⑵　座間市道路管理規則（昭和６１年座間市規則第２８号）、標準道路構造仕様及び整備基準に適合している場合

⑶　申請者が当該工事を行う必要性があり、かつ、設計及び実施計画に合理性があると認められる場合

（標準道路構造仕様及び整備基準）

第３条　前条の標準道路構造仕様は、別に定めるものとする。

２　前条の整備基準は、国の防護柵設置基準、道路照明施設設置基準、視線誘導標設置基準、日本道路協会が発刊する舗装施工便覧等の基準、要綱、神奈川県土木工事共通仕様書等を準用するものとする。

（舗装構成）

第４条　道路の舗装はアスファルト舗装とし、別に定める座間市道路構造物標準図（以下「道路構造物標準図」という。）のとおりとする。ただし、工事箇所が未舗装の路線にあっては既存道路との整合、交通安全及び近接地への影響を総合的に勘案し、簡易舗装又は砂利敷を認めるものとし、工事箇所が既存コンクリート舗装である場合又は道路勾配上アスファルト舗装が困難な場合にあっては、コンクリート舗装を認めるものとする。

（道路付属物）

第５条　道路付属物は、道路構造物標準図を基本とし、現地の道路状況を鑑み、段差等影響がない構造とすること。この場合において、道路付属物の選定は、道路管理者と十分に協議したのち決定すること。

２　前条の道路付属物と舗装に目地が生じた場合、雨水の侵入による道路の損傷を防ぐため、アスファルト系注入目地または樹脂系注入目地等により、目地処理を実施すること。使用材料については、道路管理者と十分に協議したのち決定すること。

（歩道切下げ工事における出入り口幅の限度）

第６条　歩道切下げ工事の切下げ幅及び民地出入口工事の出入口幅は、消防法（昭和２３年法律

第１８６号）、危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令３０６号）及び神奈川県建築基準条例（昭和３５年神奈川県条例第２８号。以下「県建築基準条例」という。）等で出入口幅が規定されている場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める幅を限度とする。

⑴ 専ら普通車両の出入口を目的とする場合、原則４．２メートル

⑵ 専ら大型車両（道路交通法施行規則第２条に規定する大型特殊車両及び道路法第４７条の２の規定により許可を受けた特殊車両を含む。）の出入口を目的とする場合、原則６．０メートル

２　前項の規定にかかわらず、地形や敷地の形状から前項各号に規定する基準では、車両の出入りが著しく困難で、かつ、出入口を分離することが出来ない場合は、歩行者の安全確保、前面道路の幅員、車両軌跡図等を勘案し、必要最低限の幅で認めるものとする。この場合において、市長は、歩行者及び車両の交通安全を確保するため、必要な交通安全施設を設置することを条件に付すことができる。

３　第１項第１号及び次条に規定する普通車両の通行は、２箇所の車両出入口を１箇所とする場合にあってはその幅を６．０メートルまでにすることができる。

（歩道切下げ工事における切下げ箇所限度）

第７条　歩道切下げの工事申請は、消防法、危険物の規制に関する政令及び県建築基準条例等で規定されている場合を除き、原則として専用住宅では１宅地につき１箇所とし、出入口を分離する必要がある施設（複数車両の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内で転回可能であり、道路管理上出入口を分離した方が交通の支障とならないと認められる施設をいう。）等の特別な事情がある場合は、２箇所まで車両出入口を設置することができるものとする。

（歩道切下げ工事における不要部の復旧）

第８条　新たな歩道の切下げ申請は、不要となる既存切下げ部分の復元及び占用物件があるときは、マンホール蓋の敷調整や電柱類の移設等も含めるものとする。

（切下げが連続する場合の取扱）

第９条　歩道切下げの工事申請により、前後のマウンドアップ区間が１０メートル以下となる場合は、やむを得ない場合を除き、影響する区間の歩道舗装面をフラット式歩道とし、両アールブロック等で歩車道を分離するものとする。

（歩道切下げ工事における占用物件防護）

第１０条　歩道切下げの工事により、歩道に埋設されている占用物件の土被りが浅層埋設の許可条件を満たさない場合は、必要な防護措置を当該自費工事申請者が占用物件管理者の指示に従い自費にて行うものとする。

第１１条　交差点周辺の民地出入口の工事申請は、他に余地がなくやむを得ないと認められる場合を除き、交差点よりの離れは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める距離とする。

ただし、横断歩道帯に出入口部分があたる場合は、原則認めず、出入口位置の変更を条件とするものとする。

⑴　停止線がある場合　停止線より５メートル以上離れた距離

⑵　停止線がない場合　交差点端部より５メートル以上離れた距離

附則

この基準は、令和８年１月１日から施行する。

附則

この基準は、令和８年１１月１日から施行する。

（注１）　第１１条のやむを得ないと認められる場合とは、敷地の形状から交差点よりの離れが取れない場合である。この場合、交差点より極力離れを取ると共に、出入り口の幅を通常以下とし交差点の安全確保に努めるものとする。

（注２）　第１１条の交差点よりの離れの距離５メートルは、交通安全上車１台分のスペースを確保する意味であり、丁字路及び一方の道路が自動車走行不能の場合は、この限りでない。